

演題名	みつばち腐蛆病検査実施に関する見直し について		
発表者 氏名	塩入 哲	所属	伊那家畜保健衛生所
<p>長野県では、県内全域の全てのみつばちを対象として、家畜伝染病予防法第5条に基づき、告示をして、みつばち腐蛆病検査を毎年実施している。管内では、市町村単位での巡回検査を実施しているが、その実施内容は前歴踏襲により見直されることがなかったため、市町村任せ、養蜂協会任せが多く、地方自治法や個人情報保護法の観点から問題を含んでいた。そこで、平成17年度より以下2点について、家畜保健衛生所が主体となって行うように見直しを行った。1：飼養者へのハガキ直送による蜂場把握。2：巡回日程の直接通知。また、養蜂家の衛生意識向上により、みつばち腐蛆病発生の減少を図るため、衛生的な飼養管理の徹底と予防薬の適正使用を広報に載せ、当所で把握しているみつばち飼養者全員に送付。今後は、飼養者自身による自衛防疫を中心としたみつばち腐蛆病対応の推進が必要と認識。</p>			

